九一の一、二六九四、二六九五、二六九六のイ、二六九六の口、二七〇〇の一、二七〇〇の三、二七〇二から二七〇七まで、二七一〇の一、二七一一、二七一二のイ、二七一二の口、二七一三、二七一四の一、二七一四の二、二七一五から二七一五の三まで、二七一六から二七二三まで、二七二四の一、二七二四の二、二七二五から二七三〇まで、二七三一の一、二七三一の二、二七三二から二七四三まで、二七四四の一、二七四四のイ、二七四五から二七四七まで、二七四八の一、二七四八の二、二七四九の一、二七四九の四、二七五〇の一、二七五〇のイ、二七五一の一、二七五三の一、二七七五の一、二七七五の二、二七七六の一、二七七六の四、二七七七の一、二七八〇の一、二七八一のイ、二七八一の口、二七八二、字砥澤二七八三から二七八八まで、二七八九の一、二七八九の口、二七九〇、二七九一、二七九二の一、二七九二の口、二七九三、二七九四、二七九七のイ、二七九七の口、二七九八の一、二七九八の二、二七九九から二八〇二まで、二八〇三のイ、二八〇三の口、二八〇四から二八〇八まで、二八一〇、二八一二、二八一三の一、二八二四、二八二八、二八二九のイ、二八二九の口、二八三〇から二八三三まで、二八三四の一、二八三四の口、二八三五の一、二八三五の二、二八三六から二八三八まで、二八三九の一、二八三九の口、二八四〇から二八四三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十三日

農林水産大臣　林　芳正

○経済産業省告示第九十三号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月十三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字豊田字大日向五五一三の一（次の図に示す部分に限る。）、五五一三の五五、五五一三の七〇、字立沢五五三二の一から五五三二の三まで、字芦ヶ字笹平五六三四の一、五五三四の二、五五三五の一、五五三四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字奈良井字大渡一三二九の一、字ケミ一三六五、一三六六のイ、一三六六の口、一三七〇の口、一三八〇の口、一三八二の一、一三八二の二、一三八六のイ、一三八六の口、一三八八の一、一三八八の二、一三八九の一、一三九三のイ、一三九四のイ、一三九七のイ、一三九七の口、一三九七の八、一三九七の二、字小原一三九九から一四〇二まで、一四〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

一　登録認証機関の名称　一般社団法人電線総合技術センター

二　登録更新年月日　平成二十六年十二月五日

三　登録認証機関の所在地　静岡県浜松市北区新都田一丁目4番4号

四　登録の区分　C（電子機器及び電気機械）

五　認証を行う事務所の名称及び所在地

一般社団法人電線総合技術センター

静岡県浜松市北区新都田一丁目4番4号

○特許庁告示第十二号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月十三日

特許庁長官　伊藤　仁

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第七号	平成二十七年四月十三日	株式会社技術トランスファーサービス 東京都港区赤坂一丁目12番32号 代表取締役　秋山　敦	三　先行技術調査（材料分析） 八　先行技術調査（アミューズメントパチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等） 十八　先行技術調査（熱機器） 十九　先行技術調査（福祉・サービス機器）	株式会社技術トランスファーサービス 東京都港区赤坂一丁目12番32号
		機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等先行技術調査（アミューズメントパチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等） 燃焼、電気加熱、ジストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、熱交換、ダクト、管一般等 処置具、衛生・介護具、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チェック装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等		